○第8次宮崎市行財政改革大綱改訂版 新旧対照表

次の表中下線の表示部分(以下、現行の欄にあっては「改正部分」と改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削除する。

改正後	現行	
第1 これまでの行財政改革の取組	第1 これまでの行財政改革の取組	
平成28年4月 第7次宮崎市行財政改革大綱(改訂版)	平成28年4月 第7次宮崎市行財政改革大綱(改訂版)	
(2016年) ①効率的で信頼される行政運営の確立	(2016年) ①効率的で信頼される行政運営の確立	
②健全財政の確立	②健全財政の確立	
③市民の視点に立った行政サービスの確立	③市民の視点に立った行政サービスの確立	
実施年度 平成25年度(2013年度)~平成29年度(2017年度)	実施年度 平成25年度(2013年度)~平成29年度(2017年度)	
効果額 54億1,280万円	効果額 54億1,280万円 <u>(平成28年度(2016年度)末現在)</u>	
平成30年4月 第8次宮崎市行財政改革大綱		
(2018年) 共通視点:公民連携の推進		
①効率的で効果的な行政経営		
②投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」		
③職員の資質向上と機能的な組織体制の確立		
④情報化の推進と広報広聴機能の充実		
実施年度 平成30年度(2018年度)~令和4年度(2022年度)		
第2 取り巻く環境の変化	第2 取り巻く環境の変化	

少子高齢化の進行による本格的な人口減少社会の到来に伴う社会保障費の増大や、公共施 設・インフラの老朽化による公共施設等の維持管理・更新に係る費用の増加が懸念されていま す。しかしながら、市税収入の伸びは期待できず、地方交付税等の動向も予測しにくい状況に あります。

また、令和元年度(2019年度)末以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、 社会的・経済的に大きな影響を受けており、「新しい生活様式」とそれを支える強靭で自立的 な地域経済を構築するため 「新たな日常」に対応するための事業を推進する必要が生じてい ます。

このような中、多様化する市民ニーズ、増大する行政需要に的確に対応していくためには、 従来型の行財政改革に加え、行政と民間が連携した公民連携*による行財政改革に積極的に取り 組む必要があります。

* 公民連携とは、行政と民間が連携して行政サービスの提供を行うことです。行政と民間の関与の度合いに より、外部委託や指定管理者制度から、連携協定や市民協働などまで様々な取組が含まれています。

少子高齢化の進行による本格的な人口減少社会の到来に伴う社会保障費の増大や、公共施設・ インフラの老朽化による公共施設等の維持管理・更新に係る費用の増加が懸念されています。ま た、市税収入の伸びは期待できず、地方交付税等の動向も予測しにくい状況にあります。

このような中、多様化する市民ニーズ、増大する行政需要に的確に対応していくためには、従 来型の行財政改革に加え、行政と民間が連携した公民連携*による行財政改革に積極的に取り組む 必要があります。

* 公民連携とは、行政と民間が連携して行政サービスの提供を行うことです。行政と民間の関与の度合いによ り、外部委託や指定管理者制度から、連携協定や市民協働などまで様々な取組が含まれています。

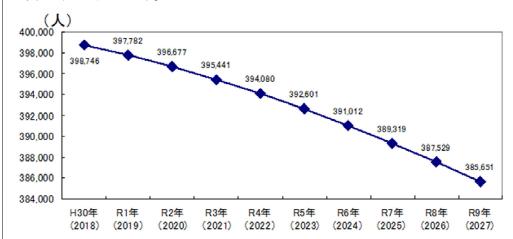
(1) 宮崎市の将来推計人口

平成29年(2017年)10月1日現在の現住人口を基準とした「将来推計人口」では、 平成30年(2018年)の本市の人口は、約39万9千人ですが、<u>令和4</u>年(2022年) には約39万4千人に減少する見込みです。

さらに、 $\frac{649}{9}$ 年(2027年)には、約38万6千人となり、人口減少のスピードは、更に加速することが予測されています。

また、生産年齢人口(15歳から64歳の人口)が減少する一方で、老年人口(65歳以上の人口)は増加する見込みとなっており、平成30年(2018年)には、1人の高齢者(65歳以上)に対して約2.12人の現役世代(15歳から64歳)が支える計算であるのに対し、令和9年(2027年)には、1人の高齢者を約1.80人で支える計算となります。

こうした人口減少社会、少子高齢化への社会構造の変化に対して、先を見据えた行財政改革の取組が求められています。



将来推計人口における生産年齢人口及び老年人口の推移

2-1-1 man 1 h 3				
	平成30年 (2018年)	<mark>令和4年</mark> (2022年)	<mark>令和9年</mark> (2027年)	
総人口	398, 746人	394, 080人	385,651人	
生産年齢人口 (15歳~64歳)	233,185人	225, 349人	217,877人	
	58. 5%	57. 2%	56.5%	
老年人口 (65歳以上)	109, 798人	116,380人	120,811人	
	27. 5%	29. 5%	31.3%	
高齢者1人に対する 現役世代の人数	約2.12人	約1.94人	約1.80人	

|備考:割合(%)は総人口に対する各人口の割合。

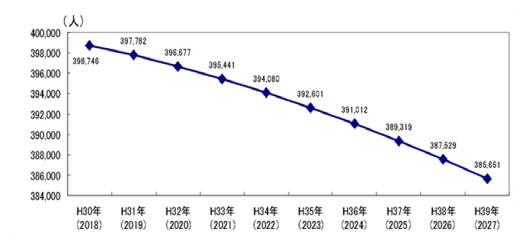
(1) 宮崎市の将来推計人口

平成29年(2017年)10月1日現在の現住人口を基準とした「将来推計人口」では、平成30年(2018年)の本市の人口は、約39万9千人ですが、<u>平成34</u>年(2022年)には約39万4千人に減少する見込みです。

さらに、 $\underline{\text{平成39}}$ 年(2027年)には、約38万6千人となり、人口減少のスピードは、更に加速することが予測されています。

また、生産年齢人口(15歳から64歳の人口)が減少する一方で、老年人口(65歳以上の人口)は増加する見込みとなっており、平成30年(2018年)には、1人の高齢者(65歳以上)に対して約2.12人の現役世代(15歳から64歳)が支える計算であるのに対し、平成39年(2027年)には、1人の高齢者を約1.80人で支える計算となります。

こうした人口減少社会、少子高齢化への社会構造の変化に対して、先を見据えた行財政改革の取組が求められています。



将来推計人口における生産年齢人口及び老年人口の推移

	平成30年 (2018年)	平成34年 (2022年)	平成39年 (2027年)
総人口	398, 746人	394, 080人	385,651人
生産年齢人口 (15歳~64歳)	233, 185人	225, 349人	217,877人
	58. 5%	57. 2%	56, 5%
老年人口 (65歳以上)	109, 798人	116,380人	120,811人
	27.5%	29, 5%	31.3%
高齢者1 人に対する 現役世代の人数	約2.12人	約1.94人	約1.80人

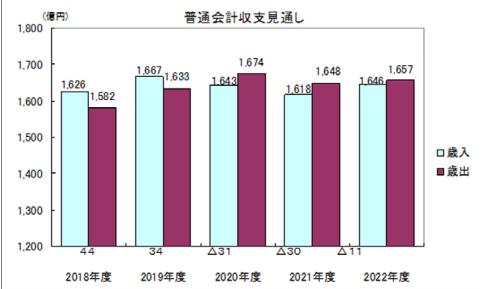
備者:割合(%)は、総人口に対する各人口の割合。

(3) 宮崎市の今後の財政見通し

本市では、真に必要な市民サービスの水準を確保しつつ、将来にわたり持続的に発展していくために、職員の定員適正化や事務事業の徹底した見直しなどの行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努めてきました。

しかし、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税収入の減収のほか、合併算定替の縮減等により地方交付税についても減少が見込まれるなど、安定した財源の確保が容易でない状況にあります。加えて、少子高齢化による社会保障費の増大や老朽化が進む公共施設の更新費用の増加など、収支均衡が図れない状況が見込まれ、ますます厳しい財政運営となることが予想されます。

このような厳しい財政状況の中で、本市の最上位計画である第五次宮崎市総合計画を確実に推進するためには、使用料・手数料の適正化、遊休資産の売却等による自主財源の確保、情報通信技術の活用による事務の効率化や事務事業の見直しによる生産性の向上、公共施設等の長寿命化の推進による維持管理費の削減など、徹底した行財政改革に「公民連携の視点」を常に持ちながら積極的に取り組むことにより、真に必要な行政サービスを持続的に提供できる財政基盤を確立することが求められます。

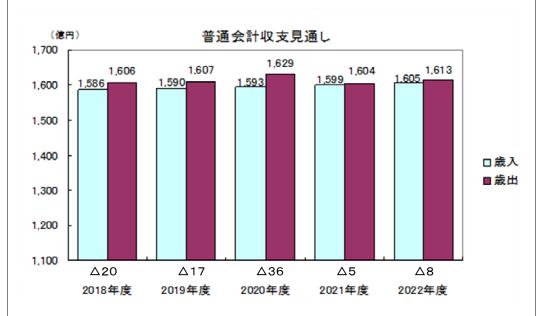


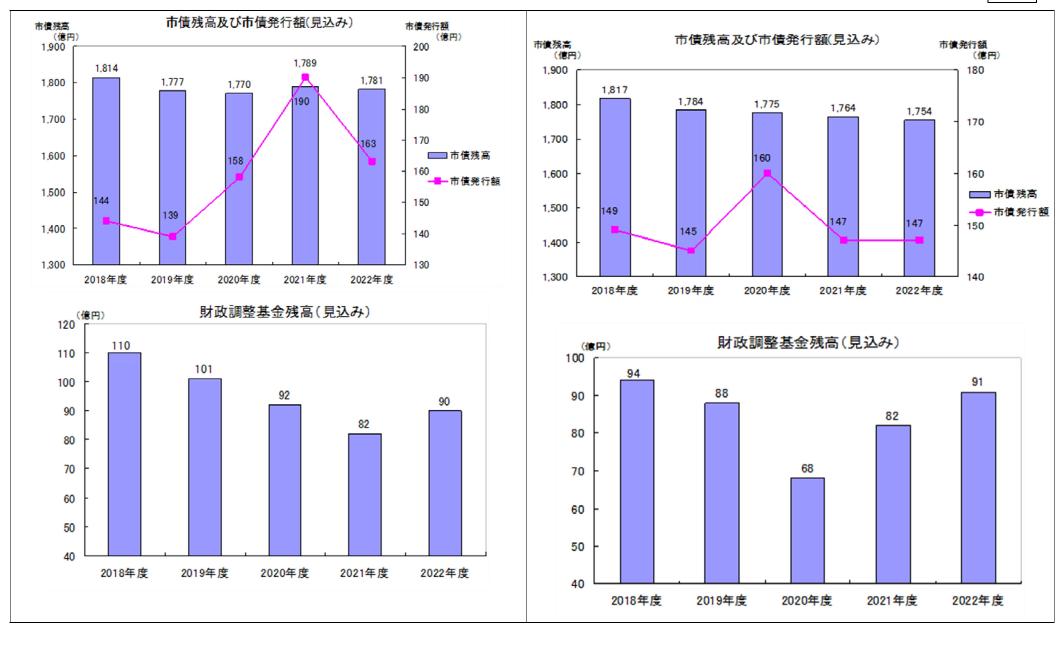
(3) 宮崎市の今後の財政見通し

本市では、真に必要な市民サービスの水準を確保しつつ、将来にわたり持続的に発展していくために、職員の定員適正化や事務事業の徹底した見直しなどの行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努めてきました。

しかしながら、今後、人口減少に伴い市税収入の伸びは期待できず、合併算定替の縮減等により地方交付税についても減少が見込まれるなど、安定した財源の確保が容易でない状況にあります。加えて、少子高齢化による社会保障費の増大や老朽化が進む公共施設の更新費用の増加など、収支均衡が図れない状況が見込まれ、ますます厳しい財政運営となることが予想されます。

このような厳しい財政状況の中で、本市の最上位計画である第五次宮崎市総合計画を確実に推進するためには、使用料・手数料の適正化、遊休資産の売却等による自主財源の確保、情報通信技術の活用による事務の効率化や事務事業の見直しによる生産性の向上、公共施設等の長寿命化の推進による維持管理費の削減など、徹底した行財政改革に「公民連携の視点」を常に持ちながら積極的に取り組むことにより、真に必要な行政サービスを持続的に提供できる財政基盤を確立することが求められます。





第3 本大綱の位置付け

本市では、まちづくりの指針であり、最上位の計画となる「第五次宮崎市総合計画」を平成 30年(2018年)3月に策定しました。

第8次宮崎市行財政改革大綱(改訂版)(以下「本大綱」という。)は、第8次宮崎市行財 政改革大綱の位置づけを継承し、「第五次宮崎市総合計画前期基本計画(以下「前期基本計画」 という。)」の第4章「健全な行財政運営の確保に向けた取組」の主要施策1から4を実施す るための計画と位置付けます。

前期基本計画

第4章 健全な行財政運営の確保 に向けた取組

主要施策

- 1 効率的で効果的な行政経営
- 2 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立
- 3 情報化の推進
- 4 広報広聴機能の充実
- 5 広域連携の推進

* 主要施策5「広域連携の推進」については、「第1期宮崎市地方創生総合戦略」(平成27年度(2015年度)~平成31年度(2019年度))、「第2期宮崎市地方創生総合戦略」(令和2年度(2020年度)~令和6年度(2024年度)が策定されており、計画を着実に推進することで当該目標の達成が期待できることから、本大綱の対象から除きます。

第3 本大綱の位置付け

本市では、まちづくりの指針であり、最上位の計画となる「第五次宮崎市総合計画」を平成3 0年(2018年)3月に策定しました。

第8次宮崎市行財政改革大綱(以下「本大綱」という。)は、「第五次宮崎市総合計画前期基本計画(以下「前期基本計画」という。)」の第4章「健全な行財政運営の確保に向けた取組」の主要施策1から4を実施するための計画と位置付けます。

前期基本計画

第4章 健全な行財政運営の確保 に向けた取組

主要施策

- 1 効率的で効果的な行政経営
- 2 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立
- 3 情報化の推進
- 4 広報広聴機能の充実
- 5 広域連携の推進*
- * 主要施策5「広域連携の推進」については、「宮崎市地方創生総合戦略」(平成27年度(2015年度)~平成31年度(2019年度))が策定されており、計画を着実に推進することで当該目標の達成が期待できることから、本大綱の対象から除きます。

第4 行財政改革を進める上での4つの基本的な視点と共通視点

本大綱では、前期基本計画第4章「健全な行財政運営の確保に向けた取組」の主要施策と、本市においても大きな課題となっており健全な行財政運営を確保するために必要不可欠な「公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」」の取組を基に、行財政改革を進めるための4つの基本的な視点を設定しています。

加えて、従来の行財政改革から更に一歩踏み込んだ行政経営改革に取り組むためには、行政と民間が連携を深め、民間の創意工夫・技術力・資金等を活用するいわゆる公民連携の視点をもち、行政経営改革の取組に反映していく必要があることから、「4つの基本的な視点」の根幹を成す共通視点として、「公民連携の推進」を設定しています。

この4つの基本的な視点と共通視点により、行財政改革を進めます。

第4 行財政改革を進める上での4つの基本的な視点と共通視点

本大綱では、前期基本計画第4章「健全な行財政運営の確保に向けた取組」の主要施策と、本市においても大きな課題となっており健全な行財政運営を確保するために必要不可欠な「公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」」の取組を基に、行財政改革を進めるための4つの基本的な視点を設定しました。

加えて、従来の行財政改革から更に一歩踏み込んだ行政経営改革に取り組むためには、行政と 民間が連携を深め、民間の創意工夫・技術力・資金等を活用するいわゆる公民連携の視点をもち、 行政経営改革の取組に反映していく必要があることから、「4つの基本的な視点」の根幹を成す 共通視点として、「公民連携の推進」を設定しました。

この4つの基本的な視点と共通視点により、行財政改革を進めます。

第5 取組期間

本大綱の取組期間については、計画期間を<u>令和4</u>年度 (2022年度) までとする前期基本計画の期間と合わせ、平成30年度(2018年度)から<u>令和4</u>年度(2022年度)までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、時代に即した改革に取り組むため、<u>令和2</u>年度(2020年度)に中間見直しを<u>行うこととしており、</u>実施計画項目の進捗状況の確認、実施スケジュールの見直し、新たに取り組むべき項目の検討等を<u>行いました。</u>

第5 取組期間

本大綱の取組期間については、計画期間を<u>平成34</u>年度(2022年度)までとする前期基本計画の期間と合わせ、平成30年度(2018年度)から<u>平成34</u>年度(2022年度)までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、時代に即した改革に取り組むため、<u>平成32</u>年度(2020年度)に中間見直しを<u>行います。中間見直しでは、</u>実施計画項目の進捗状況の確認、実施スケジュールの見直し、新たに取り組むべき項目の検討等を行います。



H30 H31 H32 H33 H34 H35 H39 年度 計画名称 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2027 第8次宮崎市 5年間 行財政改革大綱 ●中間見直し 基本權想 10年間 第五次宮崎市 総合計画 基本計画 前期 後期 (5年間)

第6 基本計画(具体的な施策)

1 効率的で効果的な行政経営

≪主要施策の概要≫【前期基本計画37、67ページ(抜粋)】

- 「宮崎市中期財政計画」に基づき、健全で持続可能な行財政運営に努めます。
- O SDGsの理解を深め、施策評価や事業評価などの行政評価を適切に実施しながら、 事務事業の改善や経営資源の重点的な配分を行うことで、効率的、かつ効果的な事業を 推進します。
- <u>〇 地域協議会を中心とした住民自治の体制の充実を図るため、地域協議会の事務局である地域自治区事務所の機能を強化し、市民の主体的なまちづくりへの参加を促進します。</u>
- 新地方公会計統一基準に基づき、固定資産台帳の適正管理をはじめとした財務書類の 作成を行い、市民に分かりやすい財務情報の公表に努めます。
- 〇 市税等の収納率の向上を目指すとともに、応益性の観点から、使用料や手数料の適正 化を行い、自主財源の確保に努めます。

(2)地方分権の推進と住民自治の充実

地方分権を推進するため、事務権限の移譲や税財源の充実確保などに取り組みます。 また、地域における多様な主体によるまちづくりを推進し、地域ニーズに合った公共的サービスの提供につなげるなど、自主性・自律性の高い住民自治の充実を図っていきます。

(6)歳入確保と歳出削減の推進

受益と負担の観点による施設使用料等の適正な金額設定や、公共施設を活用した広告事業等 に取り組み、自主財源の確保に努めるほか、市税等の収納率の向上に取り組みます。

また、各種事業や補助金の見直し、国民健康保険における医療費適正化等に取り組みます。

第6 基本計画(具体的な施策)

1 効率的で効果的な行政経営

≪主要施策の概要≫【前期基本計画37ページ(抜粋)】

- 〇 「宮崎市中期財政計画」に基づき、健全で持続可能な行財政運営に努めます。
- O SDGsの理解を深め、施策評価や事業評価などの行政評価を適切に実施しながら、 事務事業の改善や経営資源の重点的な配分を行うことで、効率的、かつ効果的な事業を 推進します。
- 新地方公会計統一基準に基づき、固定資産台帳の適正管理をはじめとした財務書類の 作成を行い、市民に分かりやすい財務情報の公表に努めます。
- 〇 市税等の収納率の向上を目指すとともに、応益性の観点から、使用料や手数料の適正 化を行い、自主財源の確保に努めます。

(2)地方分権の推進と住民自治の充実

地方分権を推進するため、事務権限の移譲や税財源の充実確保などに取り組みます。 また、地域における多様な主体によるまちづくりを推進し、地域ニーズに合った公共的サービスの提供につなげるなど自主性・自立性の高い住民自治の充実を推進していきます。

(6)歳入確保と歳出削減の推進

<u>公の施設の使用料等について、受益と負担の観点から、適正な金額を設定し、</u>自主財源の確保に努めるほか、市税等の収納率の向上に取り組みます。

また、各種事業や補助金の見直し、国民健康保険における医療費適正化等に取り組みます。

- 2 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」
- (3)民間活力を生かした公共施設等の管理運営

指定管理者制度の効率的・効果的な運用への取組、施設改修や更新時におけるPFI*手法を導入した事業の推進<u>や、電力入札の導入</u>など、公民連携の手法を基に民間活力を生かした公共施設等の管理運営に取り組みます。

(5) 庁舎機能の充実

庁舎の老朽化等が進行していることから、市民の利便性を向上させ、ニーズに応えられる機能を有した庁舎のあり方について、市民の意見を十分に聴きながら、<u>更に検討を進め、それらの検討と併せて、職員の執務環境や会議室の配置などの事務の効率化の検討を進めるとともに、</u>既存庁舎については、庁舎のあり方との整合性を図りながら、必要最低限の設備等改修工事を計画的に行います。

- 3 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立
- (4)内部統制の充実・強化

地方自治法に基づく内部統制制度を導入し、法令等を遵守しつつ適正に業務を執行するとと もに、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等によって市民の皆様から信頼される行政 サービスの提供を行います。

- 4 情報化の推進と広報広聴機能の充実
- (2) I C T*を活用した業務の効率化

国のデジタル化推進の動きに合わせて、ICTを活用し、オンライン手続きや、AI*、RPA*などの導入、システム標準化やリモートワークの導入の検討などにより、市民サービスの向上及び業務の効率化に取り組むとともに、災害時の速やかな情報伝達の充実・強化に取り組み、デジタル化の推進を図ります。

- * ICT Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。
- * A I Artificial Intelligence の略。人工知能。
- * RPA Robotic Process Automationの略。パソコンで処理している大量のデータ登録やデータの突合などの定型業務を自動化するソフトウェア。
- (3)シティプロモーションによる魅力発信

本市の認知向上、観光誘客の推進及び市産品の流通拡大並びに移住・定住の促進などプロモーション活動に取り組みます。また、本市の強みである魅力的な観光資源(「食」と「自然」)を生かし、ゆっくりと過ごせる雰囲気・空気感といったイメージを戦略的に発信します。

- 2 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」
- (3) 民間活力を生かした公共施設等の管理運営

指定管理者制度の効率的・効果的な運用への取組、施設改修や更新時における PF I*手法を導入した事業の推進など、公民連携の手法を基に民間活力を生かした公共施設等の管理運営に取り組みます。

(5) 庁舎機能の充実

庁舎の老朽化等が進行していることから、市民の利便性を向上させ、ニーズに応えられる機能を有した庁舎のあり方について、市民の意見を十分に聴きながら、更に検討を進めるとともに、 既存庁舎については、庁舎のあり方との整合性を図りながら、必要最低限の設備等改修工事を計画的に行います。

また、会議室の効率的な利用に向けて配置を見直すとともに、総合支所や教育委員会等の職員が、本庁舎において一時的に執務するサテライト室の設置に取り組み、事務の効率化を図ります。

- 3 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立
- (4) 内部統制の充実・強化

<u>地方分権の担い手として、市政に対する市民の信頼を確保するため、事務執行の適正化への取</u> 組など内部統制の充実・強化に努めます。

- 4 情報化の推進と広報広聴機能の充実
- (2) I C T*を活用した業務の効率化

<u>ICT技術を活用し、ペーパーレス会議などの業務の効率化や、</u>災害時の速やかな情報伝達の 充実・強化に取り組みます。

* ICT Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

(3)シティプロモーションによる魅力発信

移住センターによる適切な情報提供や細やかな相談対応による移住者の定住化促進に取り組み ます。また、交流人口の増加に向けた滞在型誘客モデルの確立や地域経済の活性化に向けた旅行 商品の造成支援などに取り組み、本市の魅力の効果的な発信に努めます。

第7 数値目標

本大綱では、前期基本計画の重要業績評価指標(KPI)等として設定されている実施項目については、前期基本計画において進捗管理がなされることから、原則として改めて本大綱の数値目標としては設定せず、本大綱全体の効果・取組状況を評価するための指標と本大綱の各視点に基づく実施項目の中から抽出した13項目の指標の合計14項目の指標を本大綱の取組期間における数値目標として設定し、進捗管理を行うことで、着実な改革・改善を図ることとします。

- ≪ 2. 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」≫
- (1)施設評価実施率 (施設評価実施施設数/施設評価対象施設数):66.6%(3巡目)施設評価とは、品質・供給・財務の要素等を基に公共施設を総合的に評価するもので、対象施設を4年毎に再評価する計画としています。平成29年度(2017年度)から2巡目、<u>令和3</u>年度(2021年度)から3巡目の施設評価を行う予定としています。

第7 数値目標

第7次宮崎市行財政改革大綱では、第四次宮崎市総合計画の成果指標の一部を大綱の数値目標として設定し、大綱独自の視点に基づいた数値目標と併せて進捗管理を行ってきました。

本大綱では、前期基本計画の重要業績評価指標(KPI)等として設定されている実施項目については、前期基本計画において進捗管理がなされることから、原則として改めて本大綱の数値目標としては設定せず、本大綱全体の効果・取組状況を評価するための指標と本大綱の各視点に基づく実施項目の中から抽出した13項目の指標の合計14項目の指標を本大綱の取組期間における数値目標として設定し、進捗管理を行うことで、着実な改革・改善を図ることとします。

- ≪2. 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」≫
- (1)施設評価実施率 (施設評価実施施設数/施設評価対象施設数):66.6%(3巡目)施設評価とは、品質・供給・財務の要素等を基に公共施設を総合的に評価するもので、対象施設を4年毎に再評価する計画としています。平成29年度(2017年度)から2巡目、平成33年度(2021年度)から3巡目の施設評価を行う予定としています。